

6. 地域別募集内容

(1) 香港

事業概要

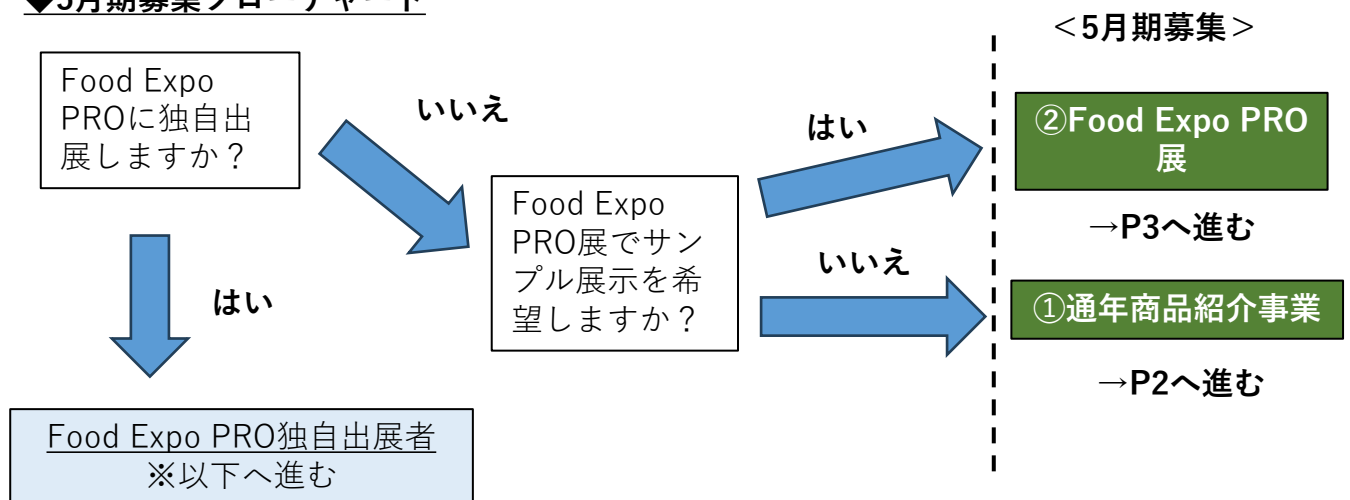
! 香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

◆年間スケジュール

今年度香港では、オンライン上の通年商品紹介事業と、Food Expo PRO展およびジェットロ主催商談会（2回実施予定）の計3回の企画イベントを実施予定です。今回の5月期募集では、WEBカタログ展およびFood Expo PRO展の募集を行います。

- ①5月期募集：通年商品紹介事業（通年：2026年7月頃～2027年3月）
- ②5月期募集：Food Expo PRO展（企画イベント：2026年8月13日～15日）
- ③7月頃募集：第1回ジェットロ主催商談会（企画イベント：2026年10月頃）
- ④7月頃募集：第2回ジェットロ主催商談会（企画イベント：2026年12月頃）

◆5月期募集フローチャート



※Food Expo PRO独自出展者へのご案内

Food Expo PRO出展企業（香港貿易発展局（主催者）に直接申込をし、出展が決定している企業）も「通年商品紹介事業」（P2）へ申し込みいただけます。申し込みいただくことで、会期終了後も、サンプルをジェットロ委託事業者の倉庫で保管し、WEBカタログを用いて継続した商品PRの機会を提供します。サンプルは会期最終日にご提供ください。

「通年商品紹介事業」へ申し込みいただけましたら、Food Expo PROにて、次のサービスを提供予定です。

①企業商品情報の事前案内・マッチング

出展企業情報をまとめたWEBカタログを作成し、会期前にバイヤーに案内し、来場を誘致します。

バイヤーから商談希望があった際は、会場で商談いただけるよう事前にお繋ぎします。

②会場内でバイヤーをブースへ誘導

会場内のジェットロブースにてWEBカタログを展示し、来場バイヤーに紹介します。

関心を持ったバイヤーを会場内の企業ブースにご案内します。

③Food Expo PRO期間終了後、商品の継続展示

Food Expo PROの期間終了後も、サンプルをジェットロ委託事業者の倉庫で保管し、WEBカタログを用いて 継続した商品PRの機会を提供します。

6. 地域別募集内容

(1) 香港①

通年商品紹介

◆対象企業

- ・ Food Expo PROに独自出展する企業
- ・ 「冷蔵」あるいは「冷凍」商品の紹介を希望する企業 等

◆基本情報

場所：WEBカタログ展示

期間：2026年7月～2027年3月

参加バイヤー：香港・マカオにおける食品輸入事業者、有力小売店、卸売業、業界団体等

◆スケジュール〈5月期募集〉

5月11日 募集開始 (STEP1～STEP3)

6月下旬 採択通知

7月上旬 サンプル輸送について案内、輸送開始

7月上旬 WEBカタログを作成し、バイヤーに紹介

8月上旬 サンプル香港着、翌年3月まで委託事業者倉庫で保管

8月13日～15日 香港Food Expo PRO会場にて紹介 (※サンプル展示はしません。)

8月16日～3月 バイヤーの希望に応じてサンプルを提供

◆対象商品

- ・ 食品全般 (常温・冷蔵・冷凍)

※一定期間のサンプル展示に向かない商品 (鶏卵、畜産物、水産物、青果物等) は、WEBカタログへの掲載のみで、サンプルをご提供いただく必要はありません。

※現物サンプル展示はなく、委託事業者倉庫で保管

(有望商品)

- ・ 酒類 ・ 飲料 ・ 調味料類 ・ 鶏卵、畜産物、水産物、青果物等
- ・ 即席食品 (レトルト食品、冷凍食品等のReady to Eat商品)
- ・ 香港未発売商品や新技術など、「新しさ」をPRできる商品 (カテゴリは問わない)

◆特徴

①WEBカタログを用いた継続支援の実施

ジェットロがWEBカタログを用いてバイヤーに随時商品情報を紹介します。サンプルをお預かりしている場合は、バイヤーの希望に応じてサンプルをバイヤーへ送付します。

②企画イベントでの紹介

Food Expo PRO展およびジェットロ主催商談会の会場内のジェットロブースにて、ジェットロスタッフがWEBカタログを用いて来場バイヤーに商品をご紹介します。

◆募集企業数

40社程度

◆商品数

STEP2でJapan Streetにご登録いただいた商品のうち、1社当たり最大3商品まで

◆留意点

- ・ 常温の商品であって、「Food Expo PRO展」でのサンプル展示をご希望の場合は、同時募集中の①「Food Expo PRO展」にお申し込みください。
- ・ 香港の輸入規制を事前にご確認ください。詳細は「香港の輸入規制」をご確認ください。

6. 地域別募集内容 (1) 香港②

Food Expo PRO展

◆対象企業

Food Expo PROに独自出展はしないが、会場でのジェットロによる商品紹介を希望する企業

※公平性の観点から、出品者渡航によるジェットロブース内でのPRはご遠慮いただきます。

◆基本情報

場所：Food Expo PRO会場内ジェットロブース／WEBカタログ紹介

期間：2026年8月13日（木）～15日（土）/8月16日以降はジェットロ委託事業者倉庫で保管

参加バイヤー：香港Food Expo PRO来場バイヤー

（香港及び周辺国・地域の食品輸入事業者、有力小売店、卸売企業、業界団体等）

◆スケジュール〈5月期募集〉

5月11日 募集開始（STEP1～STEP3）

6月下旬 採択通知

7月上旬 サンプル輸送について案内、輸送開始

7月上旬 WEBカタログを作成し、バイヤーに事前紹介、来場誘致

8月13日～15日 香港Food Expo PRO会場にて紹介

8月16日以降 委託事業者倉庫で保管し、バイヤーの希望に応じてサンプルを提供

◆対象商品

食品全般（**常温のみ**）※商品によってはサンプルをお預かりできない場合があります。

（有望商品）

- ・香港でこれまでに販売されていない／継続的に販売されていない商品
- ・商品の特徴が消費者に伝わるよう、パッケージ等に工夫がされている商品
- ・有機食品、健康に配慮した食品、機能的食品、Ready to Eat（即席食品）等

◆特徴

①香港Food Expo PRO会場での紹介

- ・アジア最大級の総合食品見本市「Food Expo PRO 2026」にジェットロブースを出展します。
- ・会場内のジェットロブースにて、ジェットロスタッフが来場バイヤーに商品をご紹介します。
- ・バイヤーの希望に応じて、後日オンライン商談をセットさせていただきます。

②会期前後でのPR

- ・商品情報をまとめたカタログを作成。会期前にバイヤーに案内し、来場を誘致します。
- ・会期終了後も、サンプルを委託事業者倉庫で保管し、WEBカタログを用いて継続した商品PRの機会を提供します。

◆募集企業数

40社程度（Food Expo PROに独自で出展をしない企業）

※出展企業が多い場合、全ての商品を会場に展示できない可能性がある点を予めご了承ください。

なお、WEBカタログには全ての商品を登録していただきます。

◆商品数

STEP2でご登録いただいた商品のうち、1社当たり最大3商品まで

6. 地域別募集内容 (1) 香港 共通事項

サンプル輸送方法

 **香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。**

◆サンプル輸送方法

- ・サンプル輸送の手続きは、出品者確定後にジェットロが委託する事業者よりご案内します。
- ・輸送の方法は次の4つのパターンからご選択いただく予定です。

A：香港までの通関・輸送をジェットロ委託事業者に依頼する場合

国内指定倉庫あてにサンプルを輸送いただきます。
国内指定倉庫から香港までの通関・輸送はジェットロが委託する事業者が対応します。
ジェットロが委託する事業者が輸入者となります。

B：香港までの通関・輸送を出品者自身で手配し、ジェットロ委託事業者を輸入者とする場合

香港内の指定倉庫あてに、ジェットロ委託事業者を輸入者として、
ご自身でサンプルを通関・輸送いただきます。

C：香港までの通関・輸送を出品者自身で手配し、貴社指定事業者を輸入者とする場合

香港内の指定倉庫あてに、貴社指定事業者を輸入者として、
ご自身でサンプルを通関・輸送いただきます。

D：貴社指定事業者等がハンドキャリーにより展示会場まで運ぶ場合

ハンドキャリーによりサンプルを香港に持ち込む場合は、
香港政府食物環境衛生署（FEHD）に届け出を行っていただく必要がございます。

◆請求方法（AまたはBの場合）

発生する費用に関しては、出品者採択後、ジェットロが委託する事業者より、ご負担いただく費用の見積額を出品者にお知らせします。発生費用は、ジェットロが委託する事業者から出品者へ直接請求いたします。

◆留意点

輸入ライセンスが必要な品目については、原則EMSで輸送いただくことができません。
ジェットロが委託する事業者に通関・輸送を依頼いただくか（パターンA）、自社で通関・輸送を行う（パターンC）場合のみ、サンプル輸送受付可能です。
輸送が難しい場合は、サンプルは送付せず、カタログ紹介事業のみをお勧めいたします。

※輸入ライセンスが必要な商品：

牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵、氷菓子、精米、アルコール度数30%以上の酒類

6. 地域別募集内容 (1) 香港 共通事項

主な費用負担内訳

 香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

◆費用負担内訳

ジェットロの負担：

- ・サンプル展示の設置・運営・商談アレンジ・オンライン商談の通訳に係る経費
- ・商談会の運営に係る経費（会場費、バイヤー来場アレンジ）
- ・香港内のサンプル保管費
- ・香港内のサンプル輸送費（ジェットロ委託事業者の指定倉庫からジェットロの指定場所まで）

出品者の負担：

- ・食品サンプル費（出品する食品サンプル代）
- ・出品者から、ジェットロ委託事業者が指定する香港内の指定倉庫までの輸送費
- ・通関・輸送に必要な登録・証明書発行等に係る費用およびその郵送料、通信費
- ・物品税（対象品目のみ）
- ・梱包などの資材費及びその作業料
- ・輸送貨物に対する保険料
- ・ジェットロ委託事業者が、出品者からの依頼に応じて作成・取得する書類に係る費用
- ・輸入代行費用（ジェットロ委託事業者に輸入代行業務を依頼する場合）

◆留意点

- ・出品者負担費用の目安は、ご参考としてP12「主な出品者負担費用の目安」に記載しております。
- ・輸送費のお支払いは、ジェットロが委託する事業者への国内振込となります。
- ・出品者負担費用の目安は、過去の実績および香港の複数の事業者による参考見積価格をもとにジェットロが試算したものです。今後、変更の可能性がございます。最終的な金額は、採択通知後にジェットロが委託する事業者よりお知らせします。

(参考) 費用負担早見表

	①国際輸送料	②取扱い手数料	③動物検疫検査料	④輸入ライセンス取得代行手数料	⑤物品税
パターンA	○	○		△	
パターンB	—	○		△	
パターンC	—	—		△ (※ジェットロが委託する事業者を介さない)	
パターンD	—	—		△ (※ジェットロが委託する事業者を介さない)	

○必須 △対象商品が該当すれば必要 —不要

※③対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵

※④対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵、氷菓子、精米、
アルコール度数30%以上の酒類

※⑤対象商品：アルコール度数30%以上の酒類

6. 地域別募集内容 (1) 香港 共通事項

主な出品者負担費用の目安



香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

(参考) 出品者負担費用の目安

①国際輸送料

常温：JPY 1,800/kg 程度 (最低引受重量：10kg)

冷蔵：JPY 2,300/kg 程度 (最低引受重量：10kg)

冷凍：JPY 2,500/kg 程度 (最低引受重量：10kg)

※輸送区間：国内指定倉庫～香港内の指定倉庫

※出品者から国内指定倉庫までの輸送費は出品者の負担となります。

※冷蔵/冷凍品の貨物重量は空港で追加される蓄冷剤、ドライアイスの重さも含まれます。

※最低引受重量は、企業や商品ごとではなく、温度帯ごとに適用されます。

(例) 常温a商品、冷蔵b商品、冷蔵c商品を輸送する場合

→最低引受量は、常温：常温aで10kg、冷蔵：冷蔵b+cの合計で10kg

※A (香港までの通関・輸送を、ジェットロが委託する事業者へ依頼する場合) を

選択された方は当該費用が発生します。

②取扱い手数料 (輸入者代行)

JPY12,000/社 程度

※輸出入通関申告に必要な書類作成料も含まれます。

※A (香港までの通関・輸送を、ジェットロが委託する事業者へ依頼する場合) または

B (香港までの通関・輸送を、出品者自身で手配し、ジェットロ委託事業者を

輸入者とする場合) を選択された方は当該費用が発生します。

③動物検疫検査料 (日本側)

JPY 22,000/商品 程度

※対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵

※②輸入者代行をジェットロが委託する事業者へ依頼される場合で、対象商品を

輸送される場合に当該費用が発生します。

④輸入ライセンス取得代行手数料 (香港側)

JPY 24,000/商品 程度

※対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵、氷菓子、精米、

アルコール度数30%以上の酒類

※②輸入者代行をジェットロが委託する事業者へ依頼される場合で、対象商品を

輸送される場合に当該費用が発生します。

⑤物品税 (アルコール度数30%以上の酒類)

1本当たりの輸入価格が200香港ドル以下は100%、200香港ドルを超える部分は10%

(参考) [\(ジェットロ\) ビジネス短信 \(2024年10月24日\)](#)

※対象商品：アルコール度数30%以上の酒類

※②輸入者代行をジェットロが委託する事業者へ依頼される場合で、対象商品を

輸送される場合に当該費用が発生します。

6. 地域別募集内容 (1) 香港 共通事項

香港の輸入規制

◆香港の輸入規制

- ・ 指定施設等が定められている品目は、輸出要件をクリアした商品であることをご確認ください。

(ご参考)

[証明書や施設認定の申請 \(農水省\)](#)

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i4/yusyutu_shinsei_asia.html#hongkong

- ・ 2023年8月24日以降、香港では10都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）の以下製品について、輸入が禁止されています。規制対象商品でないことをご確認ください。

1. 水産物（生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物）
2. 海塩
3. 海藻（加工品を含む）

(ご参考)

[ALPS処理水の海洋放出に伴い規制を強化した国・地域に関する情報 \(農水省\)](#)

https://www.maff.go.jp/j/export/e-shorisui/kaiyou_houshutsu.html

- ・ ジェトロでは品目ごとに規制情報をまとめています。お申込み前にご確認ください。

(ご参考) [日本からの輸出に関する制度 \(ジェトロ\)](#)

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide/>

(ご参考) [農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム-カントリーレポート \(香港\) \(ジェトロ\)](#)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/agriportal/platform/hk/pf_hkg.pdf